

飯塚税務署からのお知らせ

“申告書は自分で作成してお早めに！”

【平成20年度分確定申告・税務署窓口受付期間】

所得 税 2月16日(月)～3月16日(月)まで
消費 税及び地方消費 税

1月5日(月)～3月31日(火)まで

贈 与 税 2月2日(月)～3月16日(月)まで
※還付申告は、1月から受け付けています。

お早めに提出ください。

【自宅のパソコンで申告書が作成できます】

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、所得税、消費税の確定申告書等が24時間いつでも簡単に作成できます。下記ホームページアドレスよりぜひご利用ください。

<http://www.nta.go.jp>

【税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください！】

税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)などから振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。税務署や国税局では、還付金等受取のためにATMの操作や納税のために金融機関の口座を指定して振込をもとめることはありません。ご注意ください。

【問合先】 飯塚税務署 個人課税部門

☎22・6712

『特別慰労品』の贈呈について

平成21年3月31日

『特別慰労品』贈呈の受付が終了します！

恩給欠格者、戦後抑留者、引揚者の「ご本人」に、『特別慰労品』を贈呈しています(ご遺族の方は対象となりません)。「引揚者」は、終戦の日まで引き続き1年以上外地で生活していて戦後引き揚げてきた家族全員が対象です。

請求書等は、桂川町役場健康福祉課にあります。

請求期限は平成21年3月31日までです。

未請求の方は、早急に申請してください。

資格要件、請求に関する相談等は、平日9時15分～17時15分(但し、土日祝日は除く)の間に、下記フリーダイヤルでお問い合わせください。

【問合先】 独立行政法人平和祈念事業特別基金

☎0120・234・933

平成21年度 桂川町学童保育所入所児童募集

保護者が昼間働いて家庭にいない間、子どもたちが放課後も安心して過ごせる場として「学童保育所」があります。夏休み、冬休みは子どもたちが楽しく過ごせるよう、お楽しみ会や野外活動などを行っています。平成21年度の学童保育所児童を次のように募集いたします。

対 象 小学校1年生～6年生

保 育 時 間 平常保育：放課後～18時20分

1日保育：8時～18時20分

(※日曜・祝日・年末年始は休み)

定 員 桂川学童：170名(65・4480)

東学童：40名(62・5581)

申 込 書 社会福祉協議会及び各学童で配布

受 付 期 間

新2年生～6年生：1月5日(月)～16日(金)

新1年生：1月5日(月)～30日(金)

受 付 場 所 社会福祉協議会及び各学童

(※受付期間後は受理できません。)

【問合先】 桂川町社会福祉協議会

☎65・2271

石綿健康被害者のご遺族の皆様へ

平成18年3月27日に「石綿救済法」が施行され、仕事の原因で石綿による疾病にかかり亡くなった労働者のご遺族は、労災保険法の遺族補償給付を受けることができます。しかし、労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過すると、受給の権利が時効により消滅し、それ以後は請求できなくなっておりました。

今般、「石綿救済法」の一部が改正され、遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した方に対しては、「**特別遺族給付金**」が支給されます。

平成15年12月1日以降に仕事の原因で亡くなった労働者の遺族補償給付が、平成20年12月1日より「**特別遺族給付金**」として、**請求期限平成24年3月27日まで延長**されました。

さらに、「特別遺族給付金」の支給対象が、**平成18年3月26日までに亡くなった労働者のご遺族の方へと拡大**されました。

なお、仕事の原因で石綿による疾病にかかり、現在療養している労働者の方は、労災保険法に基づく療養補償給付・休業補償給付の支給対象となります。

お心当たりのある方は、早急にお問い合わせください。

【問合先】 福岡労働局労働基準部労災補償課

☎092・411・4799